各 位

会 社 名 シティグループ・インク (コード番号 8710 東証第一部) 問合せ先 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル 弁護士 杉本 文秀 (TEL. 03-3511-6133)

<u>シティグループ・インク株式の売買単位の変更ならびに</u> 売買の一時停止および再開についてのお知らせ

シティグループ・インク(以下「シティグループ」といいます。)は、2011年4月14日、シティグループの株式併合に伴い、売買単位の変更ならびに売買の一時停止および再開について、東京証券取引所より以下を内容とする通知を受けましたのでここにお知らせします。

1. 売買単位の変更について

1. 銘柄名	シティグループ・インク株式 (コード8710)
2. 売買単位	50株から1株へ変更
3. 変更日	5月10日 (火)
4. 理由	株式の併合が行われる場合において、当取引所が必要と認めるため

2. 売買の一時停止及び再開について

1. 銘柄名	シティグループ・インク株式 (コード8710)
2.停止期間	4月28日 (木) から5月9日 (月)
3.再開日	5月10日 (火)
4. 理由	売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認めるため
5.その他	 上記期間については、終日売買停止となり、注文の受付けも停止します。 5月10日(火)の基準値段(5月9日(月)に設定)については、米国における5月6日(金)の最終値段に併合比率である10倍を乗じた値段を円換算した値段とします。 なお、5月10日(火)の基準値段が、当日立会開始前に取得した外国の主たる金融商品取引所における直近の値段等を円換算した値段と大幅に乖離した場合については、通常どおり、基準値段の変更が行われます。

(東証 HP から抜粋)

株主の皆様におかれましては売買停止期間が発生し、ご迷惑をおかけしますがご理解ご協力をい ただきますようお願い申し上げます。

以上